

外国人シェフによるフランス料理レシピのアレンジ
料理コンクール
【日本語訳】

序文

世界で最も多くの外国人観光客が訪れる国フランスは、伝統のノウハウに即した新たな変化をフランス料理にもたらしたいと望む外国人の料理人の視点を通じて、今まで培ってきた知識と経験の価値を高め、料理遺産をさらに発展させたいと考えています。

フランスの料理人は、料理の歴史が示す通り、外国の影響を広く取り入れて適応する術を心得ていました。それゆに、自分たちのノウハウを守りながらも、新しい調理法や味覚を自分のものとするのができたのです。それに倣い、今、若い外国人シェフにも、フランスの伝統料理のレパートリーに対し同様のアプローチを試みるよう呼びかけます。

フランス観光開発機構（Atout France）は、若い外国人シェフを対象に、自らが選んだフランス料理のレシピを、彼らの文化的ルーツの枠組みの中で自由にアレンジすることを目指した料理コンクールへの参加者を募ります。このコンクールは、知識を分かち合い、交流を促進することを目的としています。フランスの伝統料理や郷土料理からインスピレーションを得てアレンジしたり、新しい要素を盛り込んだりしたレシピを募集します。新しい要素とは、基礎となる食材やその他の材料、調理技術、加熱方法などを意味しますが、食品添加物や合成香料、フレーバーなどは除外され、その使用は禁じられます。

専門家からなる審査員団が、完成した料理の写真を添えたレシピを審査し、5人の本選出場者を選びます。本選出場者は、2018年11月5日に、パリの料理高等学校エコール・フェランディに招待され、厨房で実際にレシピを制作します。宿泊場所と旅費は提供され、事前にリストを提出した基本となる全食材も、その場に用意されます。その結果、審査委員団によって優勝者が選ばれ、優勝者には、5000ユーロの賞金が授与されます。

応募者は、世界中の料理人に共通の誠実さと仲間意識にもとづいて、いかなる駆け引きや不正行為や有利な取扱いを求める行為を慎むことを了承します。必要な場合は、審査委員団が全権をもって決定を下します。

コンクール規約

第一条 主催者

商業利益団体フランス観光開発機構（Atout France）（パリ商業・会社登記簿登録番号 340 709 211、本部所在地：79/81 rue de Clichy - 75009 Paris）が、外国人のプロの料理人を対象とした《フランスの伝統料理や郷土料理のレシピのアレンジ》を目的としたコンクール（以下「コンクール」という）を主催する。

第二条 審査委員会

「コンクール」の順調な開催を監視するために 5 人の専門家からなる審査委員会が組織され、審査委員長は著名なシェフが務め、応募者の調理技術の評価を行う技術委員会が同席する。

第三条 参加者

「コンクール」は、フランス国籍を有しない 18 歳以上の自然人で、フランスの領土以外に居住する職業的料理人を対象に、無料で開催される。

審査委員団のメンバー、その家族、審査委員団のメンバーが務める組織や団体に所属する者、「コンクール」の企画、実現、実施、管理に直接的間接的に携わる者、特にフランス観光開発機構の職員、その関係法律組織、サービス提供者とその家族は、「コンクール」に応募できない。

第四条 応募

4.1. 「コンクール」に参加するためには、応募者は以下の書類を提出しなければならない：

- 本規定に添付されている応募書類。その中で、応募者は、本規定の序文に示された「コンクール」の精神と本規約を遵守することを誓わなければならない。
- 審査委員団が検討するための職業経歴を含む履歴書
- フランス国籍を有しないことの誓約書
- 本規約の添付の書式に従った詳細な技術書として、フランス語で作成されたレシピ：
 - レシピの名前
 - 材料と必要量を記したリスト — 応募者は、実技審査に選ばれた場合に持参することを希望する材料のリストを、レシピに添付することができる。
 - 加熱方法や時間を明記した調理手順。

- ・ 盛り付けの原則
 - ・ レシピに合わせるワインや飲みもの
- 料理の写真（複数可）
 - 意図やアピール・ポイント、コメント（応募動機、思い出、歴史、材料の選択や入手のしやすさなど）
- 4.2. 完全な応募書類を、フランス観光開発機構宛てに、2018年10月5日パリ時間の深夜零時までに、電子メールで次のメール・アドレスへ送ること：
concours-gastronomie@atout-france.fr.
- 4.3. 応募は一人一点のみ。フランス観光開発機構は、「コンクール」の公正さを損なうあらゆる応募者を排除する権利を留保する。
以下の場合には応募が認められない。
- 2018年10月5日パリ時間の深夜零時以降になされた応募
 - 18歳未満の応募
 - フランス国籍を有する者の応募
 - フランスに居住する者の応募
 - プロの料理人ではない者の応募
 - 不完全、不正確、他人の権利侵害、あるいは本規約に反する形で記載された身元や住所を含む応募
 - 本規約の第4条1項に列挙された情報や要素を含まない応募
 - 代理人や第三者によって作成された応募
- 4.4. 「コンクール」への応募は、本規約の全条項および現行のフランスの法律や規則を明確に無条件で受け入れることを前提条件とする。
- 4.5. 参加費は一切要求されない。
- 4.6. 各応募者は、応募者の「コンクール」への参加の可能性を制限したり取下げるかもしれない、あるいはフランス観光開発機構に対し応募者のレシピや名前、写真を本規約に規定される条件で公表することを制限したり許可しないかもしれない雇用主などに対するいかなる義務にも縛られていないことをはっきりと誓わなければならない。

第5条 本選出場者の選考

「コンクール」の第一段階後、審査委員団は、「コンクール」の目的に合致し、以下の

基準に照らし合わせて最も魅力的であったレシピの応募者を五人（5人）選出する：

- 1) 味
- 2) 温度
- 3) 火入れ
- 4) コンセプト
- 5) 仕上がり
- 6) 盛り付け
- 7) 全体的な印象

五人（5人）の本選出場者は、審査委員団によって、レシピを実際に作るために、パリのエコール・フェランディ（28,Rue de l'Abbée Grégoire, 75006）での実技審査に招待される。

本選出場者は、郵便あるいは電子メール、場合によっては電話でその旨が伝えられ、本選出場決定を知らされてから六日以内に最終実技に参加するかどうかを返答しなければならない。参加できない、あるいは参加を辞退する場合、審査委員団は、代替りの出場者を選考することになる。

本選出場者は、自身のレシピ、名前、写真、応募の際に送った料理の写真が、本規約第十条に規定の条件に従って公表されることに合意する。

第六条 調理実技

本選出場者は、フランス観光開発機構から実技審査に招待される（フランス観光開発機構は居住地からパリまでの交通費と宿泊費を負担、ただし食費は除く）。実技審査の結果、「コンクール」の優勝者が選ばれる。実技審査の時間は五時間（5時間）で、出場者同士の時間差は十五分（15分）。実技審査は、2018年11月5日に開催される。

出場者の審査順は、「コンクール」当日のくじ引きで決定される。

実技審査の当日にレシピの調理に使用されるすべての材料は、主催者によって、個別の籠で用意される。各出場者は、フランス観光開発機構と合意の上で、本選に出場する場合は持参することを希望するとしてレシピの添付資料に明記した材料を持参することができる。

第七条 最終審査

7.1. 審査委員団は、各本選出場者の料理を試食した後、以下の基準に従って判定を下す：

- 味 50%
- レシピの独創性/妥当性 20%
- 見た目 20%
- 「コンクール」の精神の理解度 10%

審査結果は絶対で、異議申し立ては受け付けない。

同票の場合は、審査員長の票で決定する。

7.2. 審査委員長が、2018年11月5日に、最終結果を発表する。

7.3. フランス観光開発機構は、本規約の適用 および/あるいは解釈に関するあらゆる問題、本「コンクール」の開催にあたり提示され本規約によって解決されないあらゆる問題について、法律に基づいて、全権をもって、決定を下す。

第八条 賞金

優勝者には、五千€（5000€）の賞金が、銀行振り込みによって授与される。

第九条 許可

応募者は、フランス観光開発機構が、自分の身元や住所、権利について、必要なあらゆる調査を行うことを許可する。

第十条 肖像権

本選出場者は、実技審査の際に、写真と動画を撮影される。

本選出場者は、自分の氏名、居住都市、「コンクール」の実技の時に撮影された写真や動画が、非営利目的で、空や海も含む世界すべての場所において、「コンクール」のインターネット・サイト、SNS（Twitter や Google+, Facebook, Instagram, Weibo, Youtube, Wechat, VK, OK）、フランス観光開発機構のあらゆる出版物、そして「コンクール」についての広報媒体、さらにはフランス料理のプロモーションとして作られるあらゆる広報媒体で、五年間（5年間）、無料で使用されることを許可する。

第11条 個人情報

「コンクール」の枠内で、フランス観光開発機構は、応募時に本人の同意を得た後、応募者の個人情報を取得する。以下に、「コンクール」の枠内での個人情報の保護についてのフランス観光開発機構の責務を具体的に記す。

11.1. 個人情報取扱いの責任者

個人譲歩取扱いの責任者は、パリ商業・会社登記簿登録番号 340 709 211、経済利益団体フランス観光開発機構 (Atout France) (本部 : 79/81 rue de Clichy - 75009 Paris) である。

11.2. 情報管理責任者

情報管理責任者は、フランス観光開発機構の代表者である。

応募者は、個人情報について、次のアドレスに問い合わせることができる :

contact.rgpd@atout-france.fr

11.3. 個人情報のカテゴリー

取得される個人情報は、個人を特定するための情報、すなわち応募者が、フランス観光開発機構に応募フォームを送ることで提供する情報 (氏名、性別、住所、電子メール・アドレス、電話番号) 及び履歴書である。

11.4 個人情報取扱いの目的

個人情報を取扱う目的は以下の通り :

- 「コンクール」への応募者の特定
- 応募者が、本規約の第三条の参加条件を満たしていることの確認
- 「コンクール」および本選出場者、さらにはフランスの美食の広報宣伝。
- 応募者の次回開催の「コンクール」への招待

11.5. 取扱いの法的基礎

取扱いは、「コンクール」への応募時の応募者の同意にもとづく。

11.6. 個人情報の受取人

個人情報の受取人は以下の通り。

- 「コンクール」の実施を担当するフランス観光開発機構の職員やフランス観光開発機構の事務所と外国支部の職員、必要があれば、その使命を実現するために参加し、下請けやサービス提供者として (あくまで必要な場合に限り) 取り扱いに関与することになったフランス観光開発機構の下請けやサービス提供者。その場合は、EU 一般データ保護規則で下請けに適用される現行規則の順守のもとに行われる。
- 「コンクール」の審査委員団のメンバー
- 「コンクール」の技術委員会のメンバー

11.7. 個人情報の第三者への提供

応募者は、取扱い責任者が、必要があれば、ヨーロッパ委員会によって下された妥当な判断に基づいて個人情報を第三国あるいは国際組織へ提供できることを通知される。妥当な判断に基づかない第三国あるいは国際機関への提供は、適切な保証が行われ、当該応募者が、現行法規の条件のもと、対抗する権利と不服申し立ての権利を有する場合においてのみ行われる。

11.8. 個人情報保存期間

「コンクール」への参加に必要な応募者の個人情報は、「コンクール」終了日から遅くとも1か月以内に、あるいは応募者がもはや「コンクール」への参加を望まない、あるいは個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合に破棄される：contact.rgpd@atout-france.fr

「コンクール」及び本選出場者、ひいてはフランスの美食に関する広報宣伝に必要な「コンクール」の本選に出場する五人（5人）の個人情報は、「コンクール」終了日から五年間（5年間）保存される。それ以前に、本選出場者がもはや「コンクール」への参加や個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はこの限りではない：contact.rgpd@atout-france.fr

次回開催の「コンクール」への応募者の招待のために必要な個人情報は、「コンクール」の最終選考日から二年間（2年間）保存される。それ以前に、応募者がもはや「コンクール」への参加や個人情報が保存されることを望まない意向を表明し、次のメール・アドレス宛てに本人が要請した場合はこの限りではない：contact.rgpd@atout-france.fr

11.9. 取扱い責任者に対して行使しうる応募者の権利

応募者は、本人がメール・アドレス contact.rgpd@atout-france.fr 宛てに要請することで、(上記に示された) 取扱い責任者に、以下のことを要請、あるいは通知出来る：

- 自分の個人情報とその情報源に関するあらゆる情報へのアクセス
- 当該情報の修正あるいは削除
- 自分の個人情報の取扱い制限
- 自分の個人情報取扱いに対する異議
- いついかなる時でも自分の個人情報のマーケットリサーチやプロファイリング目的の取扱いに対する異議
- 個人情報のデータポータビリティ
- いついかなる時でも自分の個人情報の取扱いの同意の取下げ(当該同意の取下げ以前に行使された同意に基づく取扱いの合法性は侵害しない)。

必要な限りにおいて、応募者による自分の個人情報の取り消し、および/あるいは自分

の個人情報の取扱い制限、および/あるいは（上記の規定に従った）自分の個人情報の取扱いへの同意の取下げの権利行使は、当該応募者の「コンクール」への参加が不可能となる可能性があることを明記する。このような場合、応募者による上記権利の行使は、「コンクール」への応募者とはもはやみなされえないからである。

11.10. 情報処理と自由に関する国会委員会への異議申し立て

応募者は、監督機関（情報処理と自由に関する国会委員会 CNIL : 3 Place de Fontenoy - TSA 80715 - 75334 Paris 07）に異議申し立てを行う権利があることを通知される。これは他のあらゆる行政裁判や司法裁判所への訴えを妨げるものではない。

ヨーロッパ連合加盟国出身の応募者は、自国の個人情報保護機関へ異議申し立てを行う権利を有する。

11.11. 個人情報の事後使用の場合

個人情報が取得された本来の目的および上記の目的と異なる目的で個人情報の事後取扱いが行われる場合、（上記の）取扱い責任者は、事前に、当該応募者に、その異なる目的とそのため適切な法律上の情報を提供しなければならない。

第 12 条 ロゴとマーク

フランス観光開発機構およびフランス観光開発機構がライセンスやその他の使用許可を持つあらゆる法人のマークやロゴや印の許可のない複製は、刑事処罰の対象となりうる偽造となる。

第 13 条 責任

13.1. フランス観光開発機構の責任は、実質的かつ正式に獲得された賞金の支給であり、それ以上の責任は一切負わない。

13.2. フランス観光開発機構は、不可抗力により、「コンクール」が変更されたり、延期されたり、延長されたり、短縮されたり、中止となったりしても、その責任を負わない。

13.3. フランス観光開発機構は、あらゆる場合において、「コンクール」の期間を延長し、発表された日程を先送りする権利を留保する。

13.4. フランス観光開発機構は、どんな形であれ不正が行われたことが発覚した場合には、「コンクール」の全部あるいは一部を取り止めにすることができる。その場合、

不正を行った者へ賞金を支払わない権利、および/あるいは、不正を行った者を管轄の裁判所へ訴える権利を留保する。

第 14 条 適用される法律と裁判所

本規定は、フランスの法律にのみ準拠する。

異議や苦情がある場合は、どんな理由であれ、「コンクール」の締め切りから二か月（2 か月）以内に（消印有効）、フランス観光開発機構に申し立てること。

本「コンクール」をきっかけに発生し、示談では解決できないであろうあらゆる係争は、管轄の裁判所に提訴される。

第 15 条 規則の変更

フランス観光開発機構は、状況に応じて、「コンクール」の全部あるいは部分的に取りやめたり、延期したり、延長したり、短縮したり、変更したりする権利を留保し、その決定の理由の正当性を証明する義務も、変更に関する責任も負わない。

各変更は、www.atout-france.fr のサイト上で告知され、サイトへの掲載と同時に変更は効力を発する。すべての応募者は、「コンクール」への参加という事実により、当該変更が効力を発した日をもって変更を了承したとみなされる。

第 16 条 規則の閲覧

規則は www.atout-france.fr のサイトで閲覧できる。

タルタル・ステーキの仕様書			
	道具		
手順			
	資料する材料		
	食材		量
盛り付け	付け合わせ		

セッション2015		コード：50022136	ページ：4/7
試験：CAPパティシエ			時間：2時間
試験：EP2お菓子制作	課題2		係数：11
	制作仕様書		
	タルト		
フルーツ・タルト (8人分)			
参考レシピ		手順	
甘い生地		作る：甘い生地	
小麦粉	200 g		
バター	100 g	型に入れる：22センチのセルクル 穴をあける	
粉砂糖	80g		
全卵	40 g	作る：クレーム・ダイヤモンド	
塩	3 g		
		詰める：タルトの底にクレーム・ダイヤモンドを積める	
クレーム・ダイヤモンド			
バター	50 g		
砂糖	50 g		
全卵	50 g	詰める：試験センターから提供されるムスリーヌ150 g	
アーモンド粉	50 g		
		飾る：生の果物を彩りよく	
ガルーニチュール			
フランボワーズ	125 g	ゼリーをかける：タルト	
キーウィ	150 g		
アブリコット	150 g	提出する	
イチゴ	150 g		
バナナ	150 g		
仕上げ			
ナパージュ・ブロン	150 g		
絵			

※コンクール提出用のレシピはフランス語で作成されなければなりません。上記はフランス語のレシピ例を和訳したものです。ご参考にお使いください。フランス語のレシピ例を閲覧するには、[コンクール規則（フランス語）](#)をご覧ください。